

和牛精液及び和牛受精卵の譲渡契約約款

この約款（以下「本約款」といいます。）は、岡山県が譲渡する和牛精液及び和牛受精卵（以下「本和牛遺伝資源」といいます。）の利用条件を定めるものです。本和牛遺伝資源を当県から譲り受ける利用者（以下「利用者」といいます。）には、本約款に従って、本和牛遺伝資源を御利用いただきます。

（適応範囲）

第1条 本約款は、利用者と当県との間の本和牛遺伝資源の利用に関わる一切の關係に適用します。

（禁止事項）

第2条 利用者は、本和牛遺伝資源を使用するに当たり、次の行為をしてはいけません。

- （1）本和牛遺伝資源を日本国外に持ち出す行為
- （2）本和牛遺伝資源を日本国内で飼養される肉用牛の生産及び改良の目的以外で利用する行為

（第三者への譲渡）

第3条 利用者が本和牛遺伝資源を第三者に譲渡する場合は、利用者は当該譲渡につき、第2条第1項第1号及び第2号に定める行為ができないことを条件として行なわなければなりません。

（本約款の変更）

第4条 当県が必要と判断した場合には、利用者に個別の通知をすることなく本約款を変更することがあります。

- 2 前項による本約款の変更は、岡山県畜産課又は岡山県農林水産総合センター畜産研究所並びに利用者のウェブサイトその他適切な方法により公表、周知します。

（施行日）

第5条 本約款は、令和2年10月1日から施行します。